

下妻市における特定非営利活動促進法に基づく事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人への対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)

第29条及び茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年条例第35号。以下「県条例」という。)第8条の規定に基づく事業報告書等(以下「事業報告書等」という。)の全部又は一部が未提出である特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)への対応について、必要な事項を定めるものとする。

(督促の実施)

第2条 市は、NPO法人が県条例第8条に規定する提出期限から3月を経過しても事業報告書等を提出しない場合は、当該NPO法人の代表者に対し、文書により督促を実施する。

2 市は、前項の督促の文書を送付した日から1月を経過してもNPO法人が事業報告書等を提出しない場合は、当該NPO法人の役員全員に対し、文書により督促を実施する。

(過料事件の通知)

第3条 市は、前条第2項の督促の文書を送付した日から1月を経過してもNPO法人が事業報告書等を提出しない場合は、法第80条第5号に基づき、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第119条に規定する地方裁判所に対し、過料事件の通知を行うものとする。

(設立認証の取消し)

第4条 市は、NPO法人が3事業年度にわたって継続して事業報告書等を提出しない場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号に規定する聴聞を行った上で、法第43条第1項の規定に基づき、設立認証の取消しを行う。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の際現に法第29条に規定する事業報告書等の提

出を行っていない特定非営利活動法人についても適用する。

事業報告書等を提出しないNPO法人への対応フロー図

